

社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への主な支援(平成27年度)

No.	事業名	対象者	事業内容	根拠法令	担当課
1	生活保護	生活に困窮する方	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	生活保護法	社会福祉課
2	生活困窮者自立支援 ・自立相談支援事業	生活保護受給者以外で、経済的に困っている方	生活全般にわたり、経済的に困りの場合に来ていただく相談窓口です。自立支援相談員が相談を伺い、みなさんと一緒に原因を考え、問題解決や安定した生活が取り戻せるよう支援プランを考えます。	生活困窮者自立支援法	社会福祉課
3	生活困窮者自立支援 ・就労準備支援事業	同上	長年就労していない方や、自宅に引きこもりがちな方に対し、まずは規則正しい生活習慣を身に付けることから始め、最終的に就労ができる社会的機能を身に付けるための支援を行います。	生活困窮者自立支援法	社会福祉課
4	生活困窮者自立支援 ・学力向上支援事業	経済的に困っている方 (生活保護受給者含む)	生活が困窮している相談の中で、子どもの学習についてお困りの方に、学習する場の提供などの支援を行います。(原則中学生が対象)	生活困窮者自立支援法	社会福祉課
5	家庭児童相談室	児童を養育する保護者	児童虐待相談をはじめ、育児不安などの子どもに関する各般の問題につき、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。	児童福祉法	子育て支援課
6	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童を養育する保護者	就労に対して意欲のあるひとり親の母・父を対象に、個々の状況、ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定し、就業までのサポートを行う。	母子及び父子並びに寡婦福祉法	子育て支援課
7	働き・暮らし応援センター事業	就職や職場への定着が困難な障害者及び職業経験のない障害者	障害者の地域における職業生活の自立を図り、雇用の促進および職業の安定を図る。 ①相談・支援事業：利用者からの相談、就職や職場定着に向けた支援。 ②拠点機能事業：職安、企業等との連携や障害者雇用、就労に係る普及啓発等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等	障害福祉課
8	相談支援事業	障害のある人や子ども、その家族等	障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止およびその発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉課
9	在宅障害者デイサービス事業	市内在住の障害者手帳の交付を受けた者	障害のある人の自立生活の促進を図るとともに、地域とのふれあいを通じて生きがいのある生活を送ることができるよう、さまざまな相談に応じ、機能回復訓練や教養の向上、社会との交流促進、レクリエーション指導を行う(パソコン、刺繍、手芸、書道、俳句等10講座)	彦根市在宅障害者デイサービス事業	障害者福祉センター
10	発達障害に関する相談	4歳以降で発達障害のある方やその心配をされている方、その家族	家庭や地域、学校、勤務先などで困っていることや不安なことの相談を受け、必要な支援を考えます。	発達障害者支援法	発達支援室
11	いじめ相談ほっとライン	いじめに悩む子どもや保護者	いじめに悩む子どもや保護者、いじめを見かけた方の相談に教育現場の経験者や臨床心理士が対応します。	いじめ防止対策推進法	学校教育課

社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への主な支援(平成27年度)

No.	事業名	対象者	事業内容	根拠法令	担当課
12	適応指導教室 「オアシス」	学校に行きたくても行けない小・中学生	指導員が子どもと一緒に活動しながら、心の安定や生活への適応力向上を援助し、学校復帰を目指します。 開室日・相談日 月曜日から金曜日(祝日、学校休業日は閉室) 時間 小学生：9:30～14:30 中学生：9:30～15:00 水・金曜日は9:30～12:00	彦根市条例・規則	教育研究所
13	子どもと親の悩みの電話相談	子ども・青少年・保護者	悩みを抱える子どもやわが子のことで悩んでいる保護者のための電話相談。学校での生活について、友達関係や進路、家族関係に関することなどの相談に応じます。	彦根市条例・規則	教育研究所
14	無職少年対策	20歳未満の無職少年	20歳未満の無職少年への就労・就学への助言、指導、自立支援	彦根市規則	少年センター
15	少年相談		少年に関する悩みや心配事相談 電話相談・面接相談(来所相談)・メール相談	彦根市規則	少年センター
16	青少年立ち直り支援センター 「あすくる彦根」	中学生(ケースによっては小学校高学年)以上20歳未満	自分を見失いかけたり、道に迷いかけた自分を立て直すために頑張ろうとしている子ども、あるいは自分にあった高校に再チャレンジしたり、仕事を見つけて頑張ろうとしている子ども・若者を支援します。 ・生活改善支援、就学支援、家庭支援、就労支援、相談活動 ・支援スタッフ(支援コーディネーター、教員、臨床心理担当、無職少年対策指導員、少年センター職員、青少年支援サポーター)	彦根市規則	少年センター
17	ひきこもり相談	概ね16歳以上の本人または家族等	ひきこもりに関する本人や家族に対する指導や助言を行い、本人や家族が孤立しないような支援を行う。(医師等による専門相談)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	彦根保健所
18	ひきこもり家族交流会	思春期・青年期のひきこもり状態にある方の家族	家族が体験を語り合ったり、情報交換をすることで孤立化を防ぎ、仲間づくりや本人への関わり方を学ぶ機会とする。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	彦根保健所
19	ひきこもり仲間の交流会	ひきこもり当事者	思春期・青年期のひきこもり当事者に居場所を提供し、グループ活動を通じて社会参加を促す。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	彦根保健所
20	滋賀県地域若者サポートステーション	原則15歳から39歳までの無業者等および保護者	若者雇用対策の一環として、一定期間無業の状態にある15～39歳の若者の職業的自立を支援することを目的に、職業意識の啓発や社会との調和などを支援する総合相談窓口。 ・就労・自立相談事業、職場体験事業、交流サロン事業、保護者向け・訪問支援事業 彦根サテライト：月・水・金曜日、9:30～16:00開所	厚生労働省・滋賀県からの委託事業	特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀